



【発信日】令和6年12月20日

【問い合わせ先】

大野市役所（2階24番窓口）

行政経営部総務課 担当：早川・寺西

電話 0779-66-1111 内線 2621

「使用料・手数料にかかる受益者負担の算定基準（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	使用料・手数料にかかる受益者負担の算定基準（案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	原材料価格、光熱水費及び人件費等の物価の上昇傾向が今後も見込まれる中、受益者負担公平の原則、行政サービス水準維持の観点から、料金水準及び減免制度の見直しを行うにあたり、「使用料・手数料にかかる受益者負担の算定基準」を設け、統一的で透明性のある見直しをすることで、より効率的で持続可能な公共サービスの提供を目指します。 今回、「使用料・手数料にかかる受益者負担の算定基準」を作成するにあたり、広く市民などの意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施します。
4	意見等を提出できる方	次のいずれかに該当する方 ① 市内に住所を有する人 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人 ④ 市内の学校に在学する人 ⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体 ⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

5	政策等の案の公表	(1) 公表の日 令和6年12月23日(月) (2) 入手方法 ①指定場所での閲覧 ・市役所1階市民ホール ・結とびあ ・和泉地域交流センター ・各公民館 ・図書館 ②インターネット(大野市公式ホームページからダウンロード) ③報道機関への情報提供
6	意見等の受付期間	令和6年12月23日(月)から令和7年1月10日(金)まで
7	意見等の提出方法	・住所、氏名(団体名)、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項 ・該当箇所(○ページ) ・意見等 を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。 様式は問いませんが、意見記入用紙(市ホームページからダウンロード)をご利用いただけます。 ①指定場所(第5項参照)への書面の提出(記入用紙を備え付けます) ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール ※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。 ※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となる場合があります。
8	意見等の取扱い	提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報(個人情報など)に該当するもの、本件に係わりがないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。 ①提出された意見等の概要 ②提出された意見等に対する実施機関の考え方 ③本算定基準案を修正した場合における修正の内容
9	問い合わせ先	大野市行政経営部総務課 (大野市役所2階24番窓口) 〒912-8666 大野市天神町1番1号 電話 0779-64-4820 ※電話での意見提出は不可 ファクシミリ 0779-65-8371 Eメール soumu@city.fukui-ono.lg.jp